

薬生食輸発 1202 第 2 号
令和元年 12 月 2 日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令の実施について
(中国産養殖活鰻の検査命令免除対象養殖場リストの更新、パラグアイ産ごまの種子の
検査命令免除対象輸出者の追加)

標記については、平成 31 年 3 月 29 日付け薬生食輸発 0329 第 1 号 (最終改正 : 令和
元年 12 月 2 日付け薬生食輸発 1202 第 1 号) に基づき実施しているところである。

今般、中国政府から対日輸出養殖活鰻の養殖場リストを更新した旨の連絡があったこ
とから、同通知の別表 27 を別紙 1 のとおりとする。

また、パラグアイ政府から残留農薬に係る対策が図られたとして報告があった登録輸
出業者について、検査命令免除対象輸出者に追加することから、同通知の別表 29 を別
紙 2 のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。